

介護付有料老人ホーム 鎌倉静山荘
重要事項説明書

特定施設入居者生活介護
重要事項説明書

一般財団法人 友愛会

介護付有料老人ホーム 鎌倉静山荘
鎌倉市津西1丁目24番15号

有料老人ホーム重要事項説明書

作成日 平成28年7月1日

1 事業主体概要

事業主体名	一般財団法人 友愛会
代表者名	足立 良介 (代表理事)
所在地・電話番号	〒248-0034 神奈川県鎌倉市津西1丁目24番15号 TEL0467-31-6711
ホームページアドレス	http://www.yuuaikai.or.jp/
資本金(基本財産)	設定無し
主な出資者(出捐者)とその金額又は比率※1	坂巻 定右衛門 現金20,000,000円 坂巻 万蔵 現金 1,000,000円(土地・建物)
設立年月日	昭和43年4月1日 ※平成26年4月1日より一般財団法人移行
直近の事業収支決算額※2	[鎌倉静山荘の経常収支] 収益:174,905,319円/費用:170,129,817円/損益:4,775,502円
主要取引金融機関	湘南信用金庫 大船支店 / 横浜銀行 大船支店
会計監査人との契約	無し
他の主な事業	無し

※1 出資(出捐)額の多い順に上位3者の氏名又は名称並びに各出資(出捐)額又は比率を記入。

※2 原則として、収益は売上高+営業外収益、費用は売上原価+販売費及び一般管理費+営業外費用、損益は経常利益とする。

2 施設概要

施設名	鎌倉静山荘	
施設の類型 及び 表示事項	類型	① 介護付(一般型) 2 住宅型 3 健康型
	居住の権利形態	① 利用権方式 2 建物賃貸借方式 3 終身建物賃貸借方式
	入居時の要件	① 自立 2 要介護 3 要支援・要介護 ④ 自立・要支援・要介護
	介護保険	① 県指定介護保険特定施設 (番号1472101250、指定年月日 平成17年4月1日) 介護専用型・⑤ 混合型・混合型(外部サービス利用型)・地域密着型 ⑥ 介護予防・介護予防(外部サービス利用型)
	居室区分	② 介護保険在宅サービス利用可 ① 全室個室(夫婦等居室含む) 2 相部屋あり
	介護に関わる職員体制	2.5:1 以上
	提携ホームの利用等	① 提携ホーム利用可・移行型(無し)
	開設年月日	昭和44年10月1日
施設の管理者名	足立 良介 (施設長)	
所在地・電話番号	〒248-0034 鎌倉市津西1丁目24番15号 TEL 0467-31-6711	
交通の便※3	湘南モノレール片瀬山駅下車 徒歩7分	

敷地概要※ 4	権利形態 所有 ・ 借地 (借地の場合の契約形態) 通常借地契約 定期借地契約 (借地の場合の契約期間) 2015年11月19日～2035年11月18日 (通常借地契約における自動更新条項の有無) 有・無 敷地面積 11048.91 m ²																																						
建物概要	権利形態 所有 ・ 借家 (借家の場合の契約形態) 通常借家契約 定期借家契約 (借家の場合の契約期間) 2015年11月19日～2035年11月18日 (通常借家契約における自動更新条項の有無) 有・無 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地上4階建(一部5階建) (耐火・準耐火・その他) 延床面積 1918.7 m ² (うち有料老人ホーム1918.7m ²) 建築年月日 昭和44年9月15日建築 改築年月日 平成17年3月15日改築 建築確認の用途指定 有料老人ホーム・その他()																																						
居室、一時介護室の概要	居室総数 41室 定員 44人(一時介護室を除く) (内訳) <table border="1" data-bbox="577 853 1362 1200"> <thead> <tr> <th></th> <th>居室定員</th> <th>室数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">居室</td> <td>個室</td> <td>41室</td> <td>16.5m²～ 18.9m²</td> </tr> <tr> <td>うち2人定員</td> <td>3室</td> <td>m²～ 23.6m²</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m²～ m²</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m²～ m²</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">一時介護室</td> <td>個室</td> <td>室</td> <td>m²～ m²</td> </tr> <tr> <td>2人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m²～ m²</td> </tr> <tr> <td>人部屋(相部屋)</td> <td>室</td> <td>m²～ m²</td> </tr> </tbody> </table>		居室定員	室数	面積	居室	個室	41室	16.5m ² ～ 18.9m ²	うち2人定員	3室	m ² ～ 23.6m ²	2人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²	人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²	一時介護室	個室	室	m ² ～ m ²	2人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²	人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²											
	居室定員	室数	面積																																				
居室	個室	41室	16.5m ² ～ 18.9m ²																																				
	うち2人定員	3室	m ² ～ 23.6m ²																																				
	2人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²																																				
	人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²																																				
一時介護室	個室	室	m ² ～ m ²																																				
	2人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²																																				
	人部屋(相部屋)	室	m ² ～ m ²																																				
共用施設・設備の概要 (設置箇所、面積、設備の整備状況等)	<table border="1" data-bbox="555 1247 1377 2096"> <tbody> <tr> <td>共同生活室(ユニットケアの場合)</td> <td>設置階 (m²)</td> </tr> <tr> <td>食堂</td> <td>設置階 2階 (79.3m²)</td> </tr> <tr> <td>浴室(一般浴槽)</td> <td>設置階 1.2階 (18.7m²・24.8m²)</td> </tr> <tr> <td>浴室(特別浴槽)</td> <td>設置階 1階 (9.7m²)</td> </tr> <tr> <td>便所</td> <td>設置箇所 各居室 2～4階に共用</td> </tr> <tr> <td>洗面設備</td> <td>設置箇所 各居室</td> </tr> <tr> <td>医務室(健康管理室)</td> <td>設置階 2階 (10.6m²)</td> </tr> <tr> <td>談話室/応接室/面談室</td> <td>設置階 デイルーム1.3.4階(各43.2m²) 応接室(15.5m²)</td> </tr> <tr> <td>事務室</td> <td>設置階 2階</td> </tr> <tr> <td>宿直室</td> <td>設置階 2階(面談室と共用)</td> </tr> <tr> <td>洗濯室</td> <td>設置階 1～4階 (6.0m²)</td> </tr> <tr> <td>汚物処理室</td> <td>設置階 1～4階</td> </tr> <tr> <td>看護・介護職員室</td> <td>設置階 1～4階</td> </tr> <tr> <td>機能訓練室</td> <td>設置階 5階 (68.0m²)</td> </tr> <tr> <td>健康・生きがい施設</td> <td>設置階 — (m²)</td> </tr> <tr> <td>外来者宿泊室</td> <td>設置階 — (m²)</td> </tr> <tr> <td>エレベーター</td> <td>1基(ストレッチャー搬入 可・否)</td> </tr> <tr> <td>スプリンクラー</td> <td>設置箇所</td> </tr> <tr> <td>居室のある区域の廊下幅</td> <td>手すり設置後の有効幅員(1.7m)</td> </tr> </tbody> </table>	共同生活室(ユニットケアの場合)	設置階 (m ²)	食堂	設置階 2階 (79.3m ²)	浴室(一般浴槽)	設置階 1.2階 (18.7m ² ・24.8m ²)	浴室(特別浴槽)	設置階 1階 (9.7m ²)	便所	設置箇所 各居室 2～4階に共用	洗面設備	設置箇所 各居室	医務室(健康管理室)	設置階 2階 (10.6m ²)	談話室/応接室/面談室	設置階 デイルーム1.3.4階(各43.2m ²) 応接室(15.5m ²)	事務室	設置階 2階	宿直室	設置階 2階(面談室と共用)	洗濯室	設置階 1～4階 (6.0m ²)	汚物処理室	設置階 1～4階	看護・介護職員室	設置階 1～4階	機能訓練室	設置階 5階 (68.0m ²)	健康・生きがい施設	設置階 — (m ²)	外来者宿泊室	設置階 — (m ²)	エレベーター	1基(ストレッチャー搬入 可・否)	スプリンクラー	設置箇所	居室のある区域の廊下幅	手すり設置後の有効幅員(1.7m)
共同生活室(ユニットケアの場合)	設置階 (m ²)																																						
食堂	設置階 2階 (79.3m ²)																																						
浴室(一般浴槽)	設置階 1.2階 (18.7m ² ・24.8m ²)																																						
浴室(特別浴槽)	設置階 1階 (9.7m ²)																																						
便所	設置箇所 各居室 2～4階に共用																																						
洗面設備	設置箇所 各居室																																						
医務室(健康管理室)	設置階 2階 (10.6m ²)																																						
談話室/応接室/面談室	設置階 デイルーム1.3.4階(各43.2m ²) 応接室(15.5m ²)																																						
事務室	設置階 2階																																						
宿直室	設置階 2階(面談室と共用)																																						
洗濯室	設置階 1～4階 (6.0m ²)																																						
汚物処理室	設置階 1～4階																																						
看護・介護職員室	設置階 1～4階																																						
機能訓練室	設置階 5階 (68.0m ²)																																						
健康・生きがい施設	設置階 — (m ²)																																						
外来者宿泊室	設置階 — (m ²)																																						
エレベーター	1基(ストレッチャー搬入 可・否)																																						
スプリンクラー	設置箇所																																						
居室のある区域の廊下幅	手すり設置後の有効幅員(1.7m)																																						

緊急通報装置等緊急連絡 ・安否確認	緊急通報装置等の種類及び設置箇所 各居室及び共用施設(浴室・共同トイレ)にナースコールを設置 安否確認の方法・頻度等 要介護の方を中心とした居室見守り(随時)
同一敷地内の併設施設 又は事業所等の概要※5	—
有料老人ホーム事業の 提携ホーム及び提携内容	—

※3 最寄りの交通機関からの距離を徒歩で示す場合は、1分を80m以下の距離で換算すること。

※4 借地契約を締結していない場合は、敷地面積のみ記入する。

※5 ここでいうストレッチャーは標準仕様のものとする。

※6 同一建物内の施設は全て、営業主体と面積とともに記入する。併設施設又は事業所等が、介護保険法により居宅サービス事業者として指定されている場合(指定居宅介護支援を含む。)は、その種類と番号を記載すること。

3 利用料 ※7

(1) 利用料の支払い方式

支払い方式 ※8	<input checked="" type="radio"/> 一時金方式	<input type="radio"/> 月払い方式	<input type="radio"/> 選択方式
----------	--	-----------------------------	----------------------------

(2) 一時金方式

費用の支払方法 ※9	入居金は入居契約後に振込み 月額利用料は翌月分を自動引落(毎月27日)
敷金	<input checked="" type="radio"/> 無・有(円、家賃相当額の か月分)
入居一時金 (介護費用の一時金除く)	1 法第29条第6項に規定される前払金 18,250円～ 2 上記以外の一時的金 2,190,000円(70歳)
入居一時金 (介護費用の一時金除く)	満80歳までの期間(月数)×月単価 月単価=18,250円 算定例 入居時78歳0ヵ月:18,250円×24ヵ月=438,000円 入居時75歳6ヵ月:18,250円×54ヵ月=985,500円 料金表:次ページに添付
	ご夫婦で入居の場合は上記の合算
	保証金 40万円
想定居住期間又は償却期間	満80歳の誕生日が属する月までの月数
算定の基礎(内訳)	家賃相当額(建物費用、固定資産税等)
解約時の返還金(算定方法等)	18,250円×÷30日×利用日数を日割金として返還。
返還の対象とならない額の有無	<input checked="" type="radio"/> 無・有(円)
初期償却の開始日	無し
介護費用の一時金	設定無し
算定の基礎(内訳)	
解約時の返還金(算定方法等)	
返還の対象とならない額の有無	無・有(円)
初期償却の開始日	

月額利用料	基本：212,250円／1階：194,000円／夫婦居室：323,030円						
年齢に応じた金額設定	無・有						
要介護状態に応じた金額設定	無・有						
料金プラン ※10	月額利用料	内 訳					
		管理費	介護費用	食費	光熱水費	家賃相当額	生活支援費
	212,250円	40,150	0	62,600	18,250	91,250	自立の方
	194,000円	40,150	0	62,600	18,250	73,000	
323,030円	60,590	0	125,200	24,090	113,150		
算定根拠 ※11	管理費	事務費、設備維持費、施設管理部門の人件費等					
	介護費用						
	食費	1日2,040円で30日計算／食材費は1日858円					
	光熱水費	居室、食事風呂の費用／定額制で別途費用は無し					
	家賃相当額	居室利用料相当額					
	生活支援費	自立の方：90歳以下＝32,850円/90歳以上＝21,900円					
月額利用料に含まれない実費負担等 ※12	介護保険自己負担金、生活消耗品、医療費、理美容、嗜好品、介護サービス等の一覧表（別添）による有料サービス費						

(3) 月払い方式

月額利用料	設定無し
年齢に応じた金額設定	無・有
要介護状態に応じた金額設定	無・有

[参考：入居金規定]

1ヵ月当たりの単価＝18,250円

年齢（正味）	入居金	償却期間	備考
65歳	3,285,000	180ヵ月	1歳増加ごとに 219,000円増
70歳	2,190,000	120ヵ月	
71歳	1,971,000	108ヵ月	
72歳	1,752,000	96ヵ月	
73歳	1,533,000	84ヵ月	
74歳	1,314,000	72ヵ月	
75歳	1,095,000	60ヵ月	
76歳	876,000	48ヵ月	
77歳	657,000	36ヵ月	
78歳	438,000	24ヵ月	
79歳	219,000	12ヵ月	

介護保険に係る利用料 ※13 (適用を受ける場合は1割が自己負担)	特定施設入居者生活介護 (1か月30日1割負担の例)	
		月 額
	要介護1	189,345円
	要介護2	211,100円
	要介護3	234,564円
	要介護4	256,320円
	要介護5	279,431円
		自己負担額
		18,935円
		21,110円
	23,457円	
	25,632円	
	27,944円	
	個別機能訓練加算 (有・無)、夜間看護体制加算 (無・有) 医療機関連携加算 (無・有)、看取り介護加算 (無・有) 介護職員処遇改善加算 (無・有) サービス提供体制強化加算 I-ロ (介護福祉士が50%超)	
介護予防特定施設入居者生活介護 (1か月30日1割負担の例)		
	月 額	
要支援1	69,003円	
要支援2	112,866円	
	自己負担額	
	6,901円	
	11,287円	
	個別機能訓練加算 (有・無)、医療機関連携加算 (有・無) 介護職員処遇改善加算 (無・有) サービス提供体制強化加算 I-ロ (介護福祉士が50%超)	

(4) 共通事項

改定ルール(勘案する要素及び改定手続等)	地域の消費者物価指数、社会情勢、他施設との比較、人件費、維持費、業務委託料等を勘案し、運営懇談会の意見を聴いた上で行う
一時金の返還金の保全措置	(無)・有 保全措置の内容() 無の場合の理由(償却対象額のみを都度請求)
サービスの提供に伴う事故等が発生した場合の損害賠償保険等への加入	無・(有) 保険名(施設支援事業者賠償責任保険・あいおいニッセイ同和損害保険)
消費税の対象外とする利用料等	入居金、預り保証金、居室利用料、介護保険自己負担金
短期利用の設定(短期利用特定施設入居者生活介護の届出がある)	(無)・有 有の場合は 別添短期利用のサービス等の概要 参照

※7 総額表示のこと。

※8 一時金方式と月払い方式の併用の場合は選択方式とする。

※9 入居一時金や月額利用料の請求時期や支払い方法を記入する。

※10 複数の料金プランがあるときはそれぞれのプランの金額を示す。多様なプランがあるときは別紙による明記でも可能だが、その場合でも、最低額、最高額、標準的な額のプランは枠内に記載すること。

※11 介護費用は介護保険に係る利用料を除く。

食費が1日単位の場合は、1か月30日の場合の費用を記入するとともに、その旨記入する。

光熱水費は当該費用に含まない部分(居室等)の負担がある場合は、その旨記入する。

※12 見込まれる総ての項目名を列記すること。

※13 個別機能訓練加算、夜間看護体制加算、医療機関連携加算及び介護職員処遇改善加算を含めて記入する。

4 サービスの内容

月額利用料（介護費用、光熱水費、家賃相当額を除く）に含まれるサービスの内容・頻度等	管理費	小規模修繕・管理業務・生活援助・外出援助
	食費	1日3食・おやつ・お茶・配膳
	その他	—
(介護予防)特定施設入居者生活介護による保険給付及び介護費用によりホームが提供する介護サービスの内容・頻度等	別添 介護サービス等の一覧表による	
月額利用料に含まれない実費負担の必要なサービスとその利用料	別添 介護サービス等の一覧表及び管理規程による	
一部又は全部の業務を委託する場合は委託先及び委託内容 ※14	給食委託：株式会社 ケイエフケイ リネン：野口 株式会社	
苦情解決の体制（相談窓口、責任者、連絡先、第三者機関の連絡先等） ※15	<p>鎌倉静山荘 施設管理者 足立良介 生活相談員 備前洋子 電話：0467-31-6711</p> <p>第三者機関 行政等 神奈川県国民健康保険団体連合会 苦情相談窓口 電話：0570-022110</p> <p>神奈川県保健福祉局高齢福祉課 電話：045-210-1111</p> <p>鎌倉市保健福祉部高齢者いきいき課高齢者福祉担当 電話：0467-23-3000(代)</p> <p>鎌倉市保健福祉部高齢者いきいき課介護保険担当 電話：0467-23-3000(代)</p>	
事故発生時の対応（医療機関等との連携、家族等への連絡方法・説明等）	<p>応急処置後、協力医療機関もしくは他の医療機関への搬入を行い速やかに相談員からご家族様へ連絡をします。</p> <p>事故については検証を行い、再発防止策を講じます。</p>	
損害賠償（対応方針及び損害保険契約の概要等）	<p>介護サービス等の提供にあたり、事故が発生し入居者様の生命、身体、財産に損害が生じた場合は、地震等の天災、戦争・暴動等若しくは入居者様の故意によるものを除いて、速やかに損害を賠償します。ただし、入居者様に過失がある場合には、賠償額を減ずることがあります。</p>	
(社)全国有料老人ホーム協会及び同協会の入居者基金制度への加入状況	協会への加入	無・有
	入居者基金への加入	無・有

※14 施設の警備業務など入居者の処遇と直接関わらない業務は除く。

※15 施設の体制と併せて、神奈川県国民健康保険団体連合会や(社)全国有料老人ホーム協会など、入居者が利用可能な第三者機関及び行政の担当部署の名称及び連絡先を記入。

5 介護を行う場所等

要介護時(認知症を含む)に介護を行う場所	入居している居室で介護します ※ただし、心身の状況により居室移動の場合あり
入居を居住後みに替居え室る又場合は合施設	居室から一時介護室へ移る場合(判断基準・手続、追加費用の要否、居室利用権の取扱い等)
	<p>従前の居室から別の居室へ住み替える場合(同上)</p> <p>施設都合(介護上の理由)による住み替え 適切な介護サービス提供の為、居室を変更することがあります その際には次に挙げる手続をとるものとします</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一定の観察期間を設ける ・医師の意見を聴く ・入居者および契約者、又は身元引受人の意見を聴く <p>この場合、利用権の対象居室は変更後の居室となります 追加費用の発生や居室利用料の変更はありません</p> <p>入居者の希望による住み替え 現居室の原状回復費用をお支払いいただく場合があります 夫婦部屋から2部屋利用へ切換えの場合、別途費用が生じます</p>
	提携ホームへ住み替える場合(同上)

6 医療

協力医療機関 (又は嘱託医) の概要及び協力内容	名称	医療法人 湘和会 湘南記念病院
	診療科目	総合
	所在地	〒248-0027 鎌倉市笛田2-2-60
	距離及び所要時間	約3km 車で10分
	協力内容	健康相談・健康診断・緊急時対応
協力医療機関 (又は嘱託医) の概要及び協力内容	名称	社会福祉法人 テレジア会 聖テレジア病院
	診療科目	内科・整形外科
	所在地	〒248-0033 鎌倉市腰越1-2-1
	距離及び所要時間	約2km 車で7分
	協力内容	健康相談・健康診断・緊急時対応
入居者が医療を要する場合の対応(入居者の意思確認、医師の判断、医療機関の選定、費用負担、長期に入院する場合の対応等)	<p>医師の判断、施設看護師の判断に拠る場合、これを優先し医療機関へ受診します。入居者様のご要望の場合、普段の生活状況、ご要望に至る経緯、心身の御状態を勘案し、場合により御家族へ相談の上、受診を決定します。</p> <p>通院—協力医療機関への通院同行は月額利用料に含みます</p>	

7 入居状況等

(平成 28 年 7 月 1 日現在)

入居者数及び定員	42人 (定員 44人)		
入居者内訳	性別	男性	12人、女性 30人
	介護の 要否別	自立	0人
		要介護	36人
		(内訳)要介護 1	8人
		要介護 2	8人
		要介護 3	8人
要介護 4		9人	
要介護 5		3人	
要支援		6人	
(内訳)要支援 1		3人	
要支援 2		3人	
未認定	人		
平均年齢	89.9歳 (男性 90.8歳、女性 88.9歳)		
運営懇談会の開催状況 (開催回数、設置者の 役職員を除く参加者数、 主な議題等)	開催日	平成28年6月18日	
	参加者数	14人 (入居者1人 家族13人)	
	主な議題	事業状況報告 平成28年度運営方針	

注) 介護の要否別及び平均年齢については、入居者数が少ない等の状況により、個人が特定される場合には、プライバシー保護の観点から記入する必要はない。

8 職員体制

(28 年 7 月 1 日現在)

	職員数	常勤換算後の		夜間勤務職員数 (16時～翌10時) (最少人数)	備考 (資格・委託等)			
		人数	うち自立対応					
従業者の内訳	管理者	1 ()	/					
	生活相談員	1 ()						
	直接処遇職員	25 (12)				16.1	2	
	介護職員	21 (13)				13.5		
	看護職員	4 (3)				2.6		
	機能訓練指導員	4 (3)						あん摩マッサージ指圧師
	理学療法士	()						
	作業療法士	()						
	その他	()						
	計画作成担当者	1 ()						介護支援専門員
	医師	()						
	栄養士	()						
	調理員	()						
	事務職員	2 (2)						
その他職員	()							
合計	34 ()							

注1) 職員数欄の()内は、非常勤職員数で内数。

- 2) 直接処遇職員は、要介護者及び要支援者に対して介護サービスを提供する職員と自立者に対して一時的な介護その他日常生活上必要な援助を行う職員を合わせた数とし、また、常勤換算後の人数において、自立者対応の人数を内数で記入。
- 3) 機能訓練指導員及び計画作成担当が他の職務を兼務している場合は、職員数の人数に※印をつけるとともに、兼務している職名を備考欄に記入。
- 4) 備考欄には、直接処遇職員や調理員等の委託、看護職員等の機能訓練指導員兼務、計画作成担当の介護支援専門員資格等を記入。

○要介護者・要支援者に対する直接処遇職員体制

(特定施設入居者生活介護事業者(介護予防特定施設入居者生活介護を含む)の指定を受けた施設のみ記入。利用者数の「前年度の平均値」及び職員数の「常勤換算方法」等については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年3月31日厚生省令第37号)等の規定によること)

	前々年度の平均値	前年度の平均値	今年度の平均値
要支援1の人数	3.88	5.61	5.61
要支援2及び要介護者の人数	23.69	30.23	30.23
指定基準上の直接処遇職員の人数 ※16	10.0	13.0	13.0
配置している直接処遇職員の人数 ※17	13.4	14.2	14.2
要支援者・要介護者の合計数人に対する配置直接処遇職員の人数の割合	1.86 : 1	2.24 : 1	2.24 : 1
常勤換算方法の考え方	常勤職員の週勤務時間 40時間で除して算出		
従業者の勤務体制の概要	介護職員 早番	7 : 00 ~ 16 : 00	
	日勤	9 : 00 ~ 18 : 00	
	遅番	10 : 00 ~ 19 : 00	
	夜勤	16 : 00 ~ 10 : 00	
	看護職員 早番	: ~ :	
	日勤	9 : 00 ~ 18 : 00	
	遅番	: ~ :	
	夜勤	: ~ :	

※16 常勤換算後の人数。

※17 常勤換算後の人数。自立者対応の人数を除く。

※18 今年度の平均値は、作成日の前月までの平均値とすること。

○介護職員の保健福祉に係る資格所得状況

社会福祉士	人 (人)	ホームヘルパー1級	人 (人)
介護福祉士	14人 (5人)	ホームヘルパー2級	20人 (12人)
介護支援専門員	人 (人)	ホームヘルパー3級	人 (人)
		無資格者	1人 (人)

注) 資格を複数持っている職員がいる場合は、社会福祉士、介護福祉士の順に優先して記入する。

他の資格を持っている職員を()に外数で記入する。

9 入居・退居等

入居者の条件（年齢、心身の状況（自立・要支援・要介護等）	概ね65歳以上で、自立・要支援及び要介護の方
身元引き受け人等の条件及び義務等	保証人は、入居者の身元（身柄）引き受けの責、および事業者に対する債務について、契約者と連帯して履行の責を負います。
生活保護受給者の受入れ対応	否・可
施設又は入居者が入居契約を解除する場合の事由及び手続等※19	<p>（施設からの契約解除）</p> <p>入居者、契約者、保証人が以下にあげる各号のいずれかに該当し、そのことが以後の契約継続を困難と判断させる場合、この契約を解除することができるものとします。</p> <p>①入居の際に虚偽の書類を提出する、虚偽を記載する等、不正・不適切な方法により入居したことが判明したとき</p> <p>②月額利用料その他の支払いを滞納し、督促にも関わらず支払いがされないとき</p> <p>③この契約その他の契約、管理規定に違反し、警告にも関わらず改善されないとき</p> <p>④入居者自身または他の入居者、事業者の職員の心身や財産等に危害を及ぼす恐れがあり、施設の通常の介護方法ではこれを防止することが困難であるとき</p> <p>⑤建物、設備、備品、敷地を、故意または重大な過失により汚損、破損、滅失したとき</p> <p>事業者がこの契約を解除しようとするときは、事前に入居者と契約者に弁明の機会を設けます。</p> <p>契約解除後の入居者の移転先が決まっていない場合、予告期間中に契約者、保証人及び関係機関等と協議し、移転先の確保に協力します。</p> <p>（契約者からの契約解除）</p> <p>契約者は、30日以上の予告期間をおいて申し出ることによって、この契約をいつでも解除することができます。</p> <p>契約者から契約解除の申し出が無く入居者が施設を退去した場合には、事業者がその事実を知った日の翌日から起算して30日を経過した時点で、この契約は解除されたものとみなします。</p>
3ヵ月以内の契約解除	入居日から起算して3ヵ月以内に本契約が解除となった場合、入居一時金は全額返還します。
返還金の返還時期	保証金及びその他の精算残金がある場合の返還時期については、居室明け渡しの日を翌月月末を期限とします。
前年度1年間の施設からの契約解除件数	0 件
体験入居の期間及び費用負担等	1泊2日12,000円（税込み）で6泊7日を限度とする 介護保険は適用外

※19 入居契約の条項に沿って、解除の事由及び手続、予告期間、入居一時金の返還時期等を正確に記入。

10 情報開示

入居希望者等への情報開示※20	重要事項説明書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	入居契約書の公開	1 公開 (閲覧 ・ 写し交付)	2 非公開
	管理規程の公開	1 公開 (閲覧 写し交付)	2 非公開
	財務諸表の公開	1 公開 (閲覧 写し交付)	2 非公開
	事業収支計画の公開	1 公開 (閲覧 写し交付)	2 非公開

※20 県指針上、重要事項説明書、入居契約書及び管理規程は写し交付、その他は少なくとも閲覧であることに留意すること。

添付書類：「別添1 介護サービス等の一覧表」

「別添2 短期利用のサービス等の概要」 (設定がある場合のみ)

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を行いました。

平成 28 年 月 日 説明者署名 _____

説明者役職 _____

契約の締結に当たり、利用料の詳細な支払い方法を含め、本有料老人ホーム重要事項説明書により説明を受けました。

平成 28 年 月 日 署 名 _____

鎌倉静山荘介護サービス等の一覧表

平成 28 年 4 月 1 日

状態	(自 立)		(要支援、1、2)		(要介護 1～5)	
介護を行う場所	居室及び共有施設		居室及び共有施設		居室及び共有施設	
	一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス	介護保険給付、一時金及び月額利用料に含むサービス	その都度徴収するサービス
介護サービス ○巡回 ・昼間 ～ ・夜間 ～ ○食事介助 ○排泄 ・排泄介助 ・おむつ交換 ・おむつ代 ○入浴等 ・清拭 ・一般浴介助 ・特浴介助 ○身辺介助 ・体位交換 ・居室からの移動 ・衣類の着脱 ・身だしなみ介助 ○機能訓練 ○緊急時対応 ・ナースコール	1日2回＋随時 1回＋随時 配膳・下膳	実費	1日2回＋随時 1回＋随時 配膳・下膳 入浴困難な方一部又は全部介助にて週3回 必要に応じて必要に応じて必要に応じて週3回、指導員による指導	実費 週4回以上は1回2,100円 週4回以上は1回1,050円	2時間おき＋随時 2時間おき＋随時 必要に応じて 随時 必要時、適宜交換 入浴可能な方は週3回を限度とし介助 困難な方は清拭、3回を限度に実施 適宜 適宜 適宜 適宜	実費 週4回以上は1回2,100円 週4回以上は1回2,100円 週4回以上は1回1,050円
生活サービス ○家事 ・清掃 ・洗濯 ・クリーニング ・寝具交換 ○居室配膳・下膳 ○理美容 ○代行 ・買物 ・役所手続	週3回 週3回 週1回 必要に応じて	週4回以上は1回2,100円 実費 週2回以上は1回2,100円 実費	週3回 週3回 週1回 必要に応じて	週4回以上は1回2,100円 実費 週2回以上は1回2,100円 実費	週3回 週3回 週1回 必要に応じて	週4回以上は1回2,100円 実費 週2回以上は1回2,100円 実費
健康管理サービス ・健康診断 ・健康相談 ・生活指導 ・医師の往診	随時 随時	年1回実費 月1回から自己負担分実費	年1回実施 随時 随時	月1回から自己負担分実費	年1回実施 随時 随時	月1回から自己負担分実費
通院、入退院時、入院中のサービス ・医療費 ・送迎サービス(付添込)	協力病院への送迎は無料	自己負担分実費 その他の病院は1時間2,100円	協力病院への送迎は無料	自己負担分実費 その他の病院は1時間2,100円	協力病院への送迎は無料	自己負担分実費 その他の病院は1時間2,100円
その他サービス ○行事食 ○レクリエーション ○その他旅行等	適宜 適宜 適宜	通常食との差額 材料費、交通費 入場料等	適宜 適宜 適宜	通常食との差額 材料費、交通費 入場料等	適宜 適宜 適宜	通常食との差額 材料費、交通費 入場料等